

## 監訳者解説

### 1　自閉症者はどうして異世界の住人なのか？

#### 〈心の理論〉の欠損といい視点

本書は、Deborah R. Barnbaum, *The Ethics of Autism* (Indiana University Press, 2008) の全訳である。彼女は、本書執筆当時、米国オハイオ州のケント州立大学准教授（哲学・生命倫理学）であり、現在は同大学の教授となっている。

金沢大学人文学類教授（哲學）　柴田正良

この翻訳書の発端は、ともにそれぞれの視点から書いて頂いた大井学先生と東田陽博先生の解説（以下の第2節と第3節）にも触れているように、もっぱら金沢大学で行われた自閉症関連研究チームの活動にある。最初に東田先生からの著作の存在を教えて頂いたのがきっかけで、その後、研

究チームの一環として著者のバーン・バウム先生に金沢で講演をして頂いた折、講演の通訳をして下さった重松加代子さんに本書の翻訳をお願いして、東田、大井、柴田の三名が監訳するという体制をとった。その後、監訳の作業を進めるうち、東田先生はこちらに時間を振り分けるのが難しいほど自分の研究が忙しくなり、結局、大井、柴田の二名で監訳を行った次第である。

さて、金沢大学における活動の一つは治療をターゲットとした医学系の自閉症研究であり、もう一つは療育をターゲットとした教育心理学系の自閉症研究である。別の見方をすれば、前者が自閉症者個人に焦点を当てているのに対し、後者は個人と同時に、そうした個人を受け入れるコミュニティ（共同体）や社会にも焦点を当てるべきものである。倫理や道徳は、ちょうどそれらの間、つまり個人と共同体の関係に焦点を当てる。したがって、倫理や道徳は、もし自閉症であることが何か特別な変容を個人や共同体に与えるなら、それを測る絶好の視点を提供することになる。本書は、その「特別な変容」を〈心の理論〉の欠損にあると見定めて議論を進める。

ここで注意しておかなければならないのは、自閉症が現在では「自閉症スペクトラム障害・ASD (Autistic Spectrum Disorder)」と呼ばれているように、少なくとも症状や病態に関する限り、この障害はスペクトラムをなす、つまり連続的だという点だ。自閉症者の中には、重度の精神遅滞を伴う人もいれば、ノーベル賞をもらうようなアスペルガーの人もいる。したがって、当然、自閉症がもたらす「特別な変容」にも強弱の程度があると考えた方がよさそうだが、本書では、そのような程度の差異はほとんど考慮されていない。したがって、本書の前提是あくまで、「かりに〈心の理論〉の機能が全壊したとしたら」ということであり、この点で読者は、自分が自閉症である場合も、あるいは

身近で自閉症者と接している場合も、少なからぬ違和感を覚えるであろう。『心の理論』の機能が全壊するなら、心をもった他者はその人の世界から消失する。そんなことが、自分に、あるいは自分がよく知るあの人本当に生じているのだろうか？しかし本書の戦略は、この極端な前提から一切の妥協なしに倫理的含意を引き出そうとするものであり、この点で言わば一種の思考実験の様相を呈していると言つても過言ではない。したがつて、「実際にはこういう自閉症者はいないだろう」とたんに述べるだけでは、本書の議論に対する反論にはならない。この点は、本書を評価する際に忘れてはならないポイントである。

### 自閉症は出生前に防止すべし

本書には、規範倫理学や応用倫理学に関するユニークな論点がいくつも含まれている。例えば、自閉症者が進んで従うことのできる道徳理論も、また自閉症者と非自閉症者を等しく包摂するような道徳理論も存在しないとか、また自閉症者にとって真の意味での他者は存在しないにもかかわらず彼らは道徳共同体のメンバーである、といった議論である。しかしスペースの関係もあり、ここでは、著者の最も特徴的な二つの主張だけを取り上げることにする。その二つは、自閉症の「出生前の防止」と「出生後の完治（治癒）」に関するまったく逆の主張だ。その第一は、もし出生前にその子が自閉症になると診断できたなら、親は、可能な遺伝学的技術を用いて、その子が自閉症として生まれることを（防止することが許されるだけでなく）防止しなければならない、と主張する。第二は、すでに成になつた自閉症者は、（本人がそう望まない限り）完治させるべきではない、と主張する。

第一の主張の根拠として彼女が挙げるのは、ジョエル・ファインバーグの「開かれた未来への権利」である。これは、行為者の自律性を最も重視する立場から提案された考え方であり、「いまは自律性をもっていないがいずれは自律性をもつようになるはずの行為者」、例えば幼児などに対しても、いかに行為者としての自律性の尊重を実現するか、ということが発想の基本になっている。つまり、こうした人々に対しては、未来において行為者として最大限に自律的に振る舞う「可能性」が「いま」最大限に確保されるべきだ、ということである。この「開かれた未来への権利」から、遺伝学的な技術の使用によって自閉症児の出生を防止すべきだという議論が導かれるが、それは本文において以下のようにまとめられている。

- (1) 自分の子供の開かれた未来に対する権利を、親がそれと知りながら制限することは道徳的に許されない。
- (2) 自閉症は、子供の開かれた未来に対する権利を制限する。
- (3) したがって、親がそれと知りながら自閉症の子供をもつことは道徳的に許されない。
- (4) 自閉症の子供をもつことを親が回避できるような遺伝学的技術が、いつか利用できるようになるかもしれない。
- (5) したがって、そのような遺伝学的技術がいつか利用可能になつたら、自閉症の子供をもつことを回避するために、親はそれを用いるべきである。（本書二二一頁）

まず、そうした出生を回避させうるような遺伝学的技術がいかなるものであるかは、まだ未来のことでもありその中身がはっきりしているわけではない。しかし、胎児からちょうど自閉症という病だけを消し去るような「完璧な遺伝子操作」が可能なら、自閉症が先天的な免疫不全などと同じ意味での病である限り、その技術を使用して自閉症の発現を阻止した方がよいだろう。その子にとって、病はない方が良いに決まっている。問題が生ずるとすれば、自閉症の発現阻止がその子の「人格」の内容を変化させてしまうということの場合だ。例えば、親は、「おっちょこちよだが活発」という性格と、「反応が遅いけど熟考する」という性格のいずれかを、遺伝子操作の技術を用いて選択すべきなのだろうか？ おそらく、その子の「開かれた未来への権利」だけを根拠にする限り、それは親の義務であるどころか、親に許された行為でもないだろう。しかし著者は、自閉症であることがその人の單なる病ではなく「人格」の一部を構成すると考えているにもかかわらず、子供が自閉症を背負って生まれてくることは回避すべきだと主張する。その根拠は、先の論証の前提(2)にあるように、自閉症がその子の開かれた未来に対する権利を決定的に制限すると考えるからである。

しかし、こうした「完璧な遺伝子操作」が近未来においても実現不可能であることを考えるなら、彼女の主張は、目下のところでは、自閉症と診断された胎児の墮胎を意味するのだろうか？ もちろん、それを背負つて生まれてくるくらいならいいと生まれてこない方が良い、と言わざるをえないような先天的障害が存在することを彼女は認める。ダウン症や無脳症や、本書にも名前が登場するハンチントン病はそれだろうか？ しかし、彼女は、自閉症はそのような類いの病ではない、と主張する（本書一〇三、一二四頁）。しかしながら、自閉症によって当事者や社会にどの程度の害悪が生ずると

見積もるべきかに関しては、不变の客観的真理などはありえないだろう。すると、時代や環境によつては、自閉症胎児に対する墮胎の圧力は極端に高まるかもしない。その場合、彼女はどう答えるのだろうか？ 答えは個々の症例の程度や内容による、としか言えないのではないか。しかし、本書の戦略はその答えを許さないのである。

実は、われわれとの会話で示された彼女の見解では、「墮胎」に関する判断はそれぞれの関係者に委ねる、ということであった。本書で「墮胎問題」が表立つて現れてこない理由の一つには、米国におけるこの問題の宗教的・政治的な複雑さが絡んでいるだろう。しかし、この問題に対する彼女の歯切れの悪さの根底には、彼女がとった戦略、つまり自閉症を〈心の理論〉の全壊によって定義し、実際の症状や病態の程度を考慮に入れない、というやり方が潜んでいるように思われる。したがつて、明快な定義によつて進む船は、本質的に程度問題である浅瀬では座礁せざるをえないのだ。

#### 自閉症の完治を強要してはならない

彼女のもう一つの主張は、自閉症の「完治療法」が存在したとしても、それは成人の自閉症者に施すべきではない、ということだ。これは、出生前の遺伝学的技術の使用とはまったく逆の主張となつていい。二つの主張は互いに整合的なのだろうか？

成人の自閉症者に「完治」を強要すべきでないという彼女の主張の根拠は、「自閉症的完全さ」の承認である。成人の自閉症者はすでに「他者なき世界」において一個の自律した人生を営んでいる。それが、人生の十全な豊かさ、つまり他者とともにある人生の豊かさから見たときにどれほど痛まし

く、悲惨であるとしても、それは、彼らにとって唯一の「世界の生き方」なのである。そして、その限りで、「心の理論」なき人生もまた一つの完全な人生なのだ。

成人の自閉症者にとって「完治」とは、「心の理論」の完全な回復を意味する。それによって、彼は、以前とは別の「人格」に変貌せざるをえない。したがって、第一に、「自閉症者に『完治』を押しつけるのは、その人をその人自身における人格として認めていないことに等しい。なぜなら、完治とは、完全に治った方がその人はより良くなるだろうと仮定することに他ならないからだ」（本書二七八頁）。

第二に、成人の自閉症者が「心の理論」を回復することは、決して彼らの利益にはならない。なぜなら、「他者が突然に前より複雑になる社会に入ることは、その人にとって厄介の種になるかもしれない」し、彼らが取り組まねばならない困難は新たに出現する「他者の複雑さ」ばかりか、「自分自身の複雑さ」でもあるからだ（本書二六五頁）。結局、彼女によれば、人生の一般的な良さとずっと無縁であった彼らが、こうした良さの本質である「相互承認的関係の洪水を突然に歓迎するようになる」とは期待できない（本書二六七頁）。それゆえ、成人の自閉症者に「完治」を求めるることは誤りだ。彼女はこう述べる。

非自閉症者の集団のメンバーが、もし以下のようないい選択肢を突きつけられたら、われわれはこれを、人格の自律性に対する恐ろしい侵害だと見なすだろう。それはこう言う。「あなたを根本的に変えましよう。信じて下さい。あなたは新しい人生を愛するようになるでしょう」。これによつて、そ

の人の自律的個人としての完全性は損なわれるだろう。（本書二七八頁）

だが、読者は、いかに彼女が「自閉症的完全さ」とは自閉症を美化することではない（本書二七六頁）と警告するとしても、自閉症的世界觀は根本的にはもう一つの人生の送り方、もう一つの認知のスタイルだと本氣で主張するなら、なぜ胎児の段階での自閉症根絶をあんなにも強く主張するのだろうか、と訝しく思われるだろう。この二つの態度は、論理的に不整合とは言えないまでも、極めてバランスが悪い。結局、自閉症とは何であるのかが、見通しにくくなっている。

そもそも、成人の自閉症者一般という一括りにした形で「完治」の害を立証するのは無理である。「自律性」の度合いにしても、成人の自閉症者の間で千差万別だ。ましてや、「心の理論」の機能の「いびつさ」にしても各人各様であって、人によっては、「完治」こそ自分が実は望んでいたものだったのだ、と後で知るようになる場合もあるだろう。要するに、ここでも問題は、「心の機能」の全壊という自閉症の定義からの論理的帰結であるよりは、具体的で多様である個々の自閉症の程度と病態であるように思われる。そして、ここでもまた彼女は、自閉症の明快な定義と引き換えに、議論のアリティを弱めてしまった、と言わざるをえないのである。

だが、こうした弱みを補つて余りある議論の強力さを提示しているのが、何といっても本書の強みである。読者は、自閉症という特殊なテーマを舞台に展開される倫理的考察の鋭さと射程の長さに、人間とは否応なくどこまでも倫理的存在なのだ、ということを改めて痛感するに違いない。